

2014年市議会2月通常会議 請願

- [請願第1号](#) 「要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書」採択について
- [請願第2号](#) 「子ども・子育て支援新制度」導入にあたって、就学前の子どもたちの保育・教育の充実を求めることについて
- [請願第3号](#) 国民健康保険料を値上げしないことを求めることについて

「要支援者への介護サービスの保険給付継続を求める意見書」採択について

【紹介議員：共産党、清正会】

平成 25 年 4 月 22 日社会保障制度改革国民会議において、「(要介護度が)軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPO 等を活用し柔軟・効率的に実施すべき。」と議論の整理が行われました。それを受けて、平成 25 年 12 月 20 日厚労省の社会保障審議会介護保険部会は、要支援 1 と 2 の訪問介護・通所介護を介護保険給付から外す等の取りまとめを行いました。

介護保険法に明文化されているように、要支援者は現に介護を必要とする「要介護状態等」に置かれている人であって、将来介護が必要となる介護予備軍ではありません。また、軽度の高齢者は見守り・配食等の生活支援が中心であるとする前提は、いまだ根拠が不明瞭なものです。平成 24 年度、大津市では 3,329 人（全認定者の 24.6%）の要支援 1、2 の認定を受けた方がおられ、このまま介護保険給付外しが行われれば、ご本人およびその家族、ならびに介護事業所に重大な影響が出る事が予想されます。

よって、これまで同様、国の責任において、要介護状態等に関して必要な保険給付を行うこと、そして必要な保健医療サービス及び福祉サービスを実施するに当たっては、これまで通り、国の負担分を含め財源を確保することを国に求める意見書（別紙案添付）を、大津市議会で採択していただきたく、請願致します。

請願者：大津市の介護・福祉を良くする連絡会

「子ども・子育て支援新制度」導入にあたって、就学前の子どもたちの保育・教育の 充実を求めることについて

【紹介議員：共産党、清正会】

2015年4月の本格実施に向けて検討が進められている子ども・子育て支援新制度（新制度）は、多様な施設事業類型の導入がおこなわれます。また、補助金制度から給付金制度へと保育制度の根本的変更がおこなわれ、多様な施設やサービスから選ぶことになり、それぞれで受ける保育や幼児教育の内容や保護者の負担も違うことが予想されます。

私たちは、新制度により、大津の保育・教育に格差が持ち込まれ、これまで大津市の行政や保育・幼児教育関係者、保護者をはじめとする市民で培われてきた「すべての子どもの発達の保障」という理念が崩れてしまう不安と懸念をもっています。

大津市は全国に先駆けて1小学校区に1園の公立幼稚園を設置、乳幼児健診制度の充実、保育園の建設や拡充、障がい児保育、子育て支援制度の充実など、先進的な施策をすすめてきました。

子どもたちの成長・発達を保障するための環境を整備することは行政の責任です。

国の方針、新制度の詳細がまだ検討中であるもとの、十分な準備と周知がおこなわれ、すべての子どもに等しく質の高い保育や幼児教育、子育て支援が受けられるよう、以下のことをお願いいたします。

請願事項

1. 市は、すべての子どもが等しく保育・教育を受ける権利を保障できるよう、市の子ども・子育て会議の検討内容や関係者、市民の要望を踏まえ、国に対して是正と改善を求めること。
2. 大津市では、認可保育所と市立幼稚園の充実を基本にすすめること。
3. 施設及び事業によって子どもが受ける保育・教育に格差が生じないよう、どの施設に入っても少なくとも現在の保育所基準以上の条件が保障されるように各施設・事業の基準を統一すること。特に、小規模保育等については保育者全員を有資格者にすること。

請願者：新日本婦人の会大津支部

国民健康保険料を値上げしないことを求めることについて

【紹介議員：共産党】

アベノミクス効果で景気は上向き加減だといわれていますが、多くの国民は景気回復を実感できていません。特に国民健康保険に加入する世帯の大半を占める年金生活者や自営業者、非正規労働者などの暮らしはますますきびしくなっています。

2013年度は大津市の国民健康保険料は値上げされず、据え置かれました。しかしながら、2014年度の予算案では、夫婦と子ども2人のモデル世帯で、国保料が約15%も大幅に引き上げられる提案となっています。

2013年3月末の大津市における国民健康保険加入世帯55,212世帯のうち6,774世帯(12.3%)が何らかの滞納を抱えています。未納世帯の割合を所得階層別にみると、所得なしが2,419世帯、1～100万円未満が1,516世帯、100万～300万未満が2,365世帯で、生活保護基準に近い、またはそれ以下の低所得世帯にとって「払いたくても払えない」保険料であるといえます。

年金は3年間で2.5%の削減、そのうえ4月からは、消費税が5%から8%へ引き上げが行われようとしており、今でも高い国保料がこれ以上引き上げられれば、さらに滞納世帯が増えることは明らかです。

しかも、大津市の国民健康保険事業では、保険料算出の際に、保険料総額を収納率で割り戻して賦課額を算出するという方式で、保険料未納分を被保険者に転嫁しています。滞納世帯の増加により、ますます保険料が高くなり、そのことで滞納世帯が増え、さらに保険料が上がるという悪循環に陥ることが予想されます。

そもそも国民健康保険法は第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とし、第4条で国保事業の運営の健全化を国と都道府県の責務としており、国保は単なる国民同士の助け合い事業ではありません。社会保障として実施されている国民健康保険事業ですが、高い保険料のために暮らしが圧迫され、これが払えないために医療を受ける権利すら侵害している事態は、本来の国民健康保険事業の目的にも逆行するものです。また、市町村の国民健康保険会計に対する国庫負担率が、1984年の49.8%から現在は24%へと大幅に削減され続けていることが、高くなった保険料の要因の一つです。

社会保障としての国民健康保険事業を守り発展させるために、以下の諸項目についてお願いいたします。

請願事項

1. 2014年度の国民健康保険料の値上げを行わないでください。
2. 国保財政を支えるために国庫負担を元に戻すよう国にはたらきかけてください。

請願者：大津市の国保をよくする会